令和８年度　田彦中学区市政懇談会

日時：令和８年７月１２日（日）　１３：３０～１５：００

場所：田彦コミュニティセンター

【事前質問】.....1
１　田彦東公園のツゲの木について（田彦東自治会）.....1
（公園緑地課回答）.....1
２　資源回収車について（田彦東自治会）.....1
（廃棄物対策課回答）.....1
３　地域学校協働活動推進員を常設し，推進ノウハウの蓄積と人材育成を図ることについて（田彦西自治会）.....2
（青少年課回答）.....2
４　小学校授業「クラブ活動」の一部を地域学校協働活動として位置づけることについて（田彦西自治会）.....3
（指導課回答）.....3
５　包括管理業務委託契約について（田彦西自治会）.....3
（資産経営課回答）.....4
６　本市の特徴を生かした教育環境の整備について（田彦西自治会）.....4
（プロジェクト推進課回答）.....5
７　住民向けサービスと自治会負担の関係について（堂端自治会）.....5
（市民活動課，生活安全課，地域福祉課回答）.....5
８　一灯点滅信号機撤去に伴う監視カメラ設置要望について（堂端自治会）.....6
（生活安全課・道路管理課回答）.....6
９　日立製作所水戸事業所沿いの道路の街灯について（西大島自治会）.....6
（道路管理課回答）.....6
１０　冠水対策について（西大島自治会）.....7
（河川課回答）.....7
１１　冠水対策について（西大島自治会）.....7
（河川課回答）.....7
１２　冠水対策について（西大島自治会）.....7
（道路管理課・河川課回答）.....8
１３　「ナガミヒナゲシ」への注意喚起と対策について（西大島自治会）.....8
（環境政策課回答）.....8
１４　日立製作所水戸事業所のヒマラヤ杉について（西大島自治会）.....8
（環境政策課回答）.....8
１５　ゴミ集積所周辺の側溝堆積物除去と排水性改善の要望について（大島公園西自

治会）.....8
（道路管理課回答）.....9
１６　令和６年度街路灯設置要望への回答書のその後について（大島公園西自治会）.....9
（道路管理課回答）.....9
１７　資源回収の不法投棄について（大島公園西自治会）.....9
（廃棄物対策課回答）.....9
１８　地域移行クラブチームの活動場所に関する要望および改善について（田彦コミュニティセンター）.....10
（指導課回答）.....10
【懇談内容】.....11
１　多文化共生に伴うトラブル対策について（個人参加）.....11
（市民生活部長回答）.....11
（要望）.....12
２　民生委員の担い手不足対策について（個人参加）.....12
（保健福祉部長回答）.....13
３　子どもと地域の関わりについて（田彦東自治会）.....13
（教育長回答）.....13
４　生活道路の通り抜け対策について（田彦西自治会）.....13
（都市建設部長回答）.....14
５　自治会加入率低下対策について（堂端自治会）.....14
（市民生活部長回答）.....15
（要望）.....15
６　スマイルあおぞらバス無料キャンペーンについて（個人参加）.....15
（企画部長回答）.....16
７　生活道路の通り抜け対策について（個人参加）.....16
（市民生活部長回答）.....16
８　自治会加入率低下対策について（個人参加）.....17
（市民生活部長回答）.....17
９　コミュニティ組織の会計処理の適正化について（堂端自治会）.....17
（市民生活部長回答）.....17
（再質問）.....18
（市民生活部長回答）.....18
（意見）.....18
（市民生活部長回答）.....18

【事前質問】

１　田彦東公園のツゲの木について（田彦東自治会）

田彦東公園に移植されたツゲの木の中に虫が入り込んだためと思われますが，全体的に枯れ初めて心配しています，調査していただけないか。再生の見込みがない場合新規にツゲを植え替えていただきたいと思いますので検討をお願いします。

（公園緑地課回答）

日頃より公園管理にご協力をいただき，ありがとうございます。

このたびご要望いただきました田彦東公園のツゲの木につきましては，市と造園業者とで５月末に現地調査を実施しました。

調査の結果，ご心配されていた虫による被害は確認されませんでしたが，近年の高温や乾燥による生育環境の悪化のためか，樹勢の低下が見られました。しかし，樹木の再生が見込まれる状況であることから，当面は経過観察を行ってまいります。

なお，著しい衰弱や枯死が確認された場合には，新しい樹木の植栽について自治会と協議させていただければと存じます。

２　資源回収車について（田彦東自治会）

人通りの少ない資源回収ステーションについて，資源回収当番が不在となる９時以降に資源物以外の物を意図的に持ち込まれるケースが多いため，９時以降速やかに回収をお願いしたい。

（廃棄物対策課回答）

自治会の皆様方におかれましては，日頃より資源回収の円滑な運営にご協力いただき，誠にありがとうございます。

資源回収車は,市内全域の回収ステーションを順番に回りながら作業を行っております。そのため，場所ごとに回収する時刻にはどうしてもばらつきが生じ，特定の場所での回収時間を，ご要望に応じて調整することは難しい状況ですので，ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお，市では，ごみ出しのルールに関するパンフレット「家庭ごみの正しい出し方」の配布や，市報，ホームページなどにより，ごみ出しのルールの周知・啓発に取り組んでおります。

廃棄物対策課窓口にお越しいただければ，資源物の出し方を記載した看板，ダミーカメラを無償で配布しておりますので，是非ご活用いただければと思います。

また，資源物以外の物の持ち込みについてご相談いただいた場合には，市職員が該当の資源回収ステーション周辺の住宅へ「家庭ごみの正しい出し方」をポスティングし，周知・

啓発を行っております。また，持ち込まれた物の内容に応じて作成した具体的・個別的な案内文書をポスティングする場合もございます。

今後も，ごみ出しルールの周知・啓発，地域の美化等に自治会の皆様方と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので，ご理解，ご協力をお願いいたします。

３　地域学校協働活動推進員を常設し，推進ノウハウの蓄積と人材育成を図ることについて（田彦西自治会）

地域学校協働活動を継続的かつ実効性のあるものとするため，学校・地域・保護者をつなぐ「地域学校協働活動推進員（コーディネーター）」を常設配置し，モデル地区での実践を通じてノウハウの蓄積や人材育成を進めてはどうか。

（青少年課回答）

本市では，これまで各コミュニティ組織や自治会が活発に活動されており，学校の児童生徒の登下校時の見守りや地域行事への参加などにつきましても，地域の皆様のご理解ご協力により地域学校協働活動の趣旨に沿った形で既に実践されております。

また，教育委員会では，各校の学校運営協議会への参加や各コミュニティ組織との意見交換を通して，各地域が長年培ってきた活動基盤を生かしながら，地域ごとに特色ある取組を展開され，学校だけでなく地域全体で子どもたちの成長を支えていただいていると認識しております。

地域学校協働活動と学校運営協議会は一体的に推進するものでありますので，引き続きそれぞれの目的や役割について理解を深めながら，より効果的な連携につなげていけるよう努めてまいります。

地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の配置につきましても，社会教育法において設置することができる旨の記載があり，学校・地域・保護者をつなぐ役割として効果が期待できるものと認識しておりますが，まずは各地域の活発な既存の体制の活用などにより，地域の実情に応じた取組を進めていくことが地域・学校にとって，負担感が少なく円滑に進められるものと考えているところです。

地域によっては，コミュニティセンター職員や学校運営協議会委員が地域と学校をつなぐ役割を担いながら活動を進めている事例もあり，こうした取組をモデル的な事例として捉え，他地域への横展開を進めてまいります。

今後につきましては，先行して実践している地域の課題等を踏まえながらノウハウを蓄積し，学校運営協議会との更なる連携強化を図りながら地域学校協働活動の基盤づくりに取り組んでまいります。

４　小学校授業「クラブ活動」の一部を地域学校協働活動として位置づけることについて（田彦西自治会）

小学校のクラブ活動の時間の一部を，地域学校協働活動（学校・保護者・地域が連携する取組）として設定できないか検討をお願いしたい。

クラブ活動のカリキュラムの中に，「協働のまちづくり条例」における市民の役割や，地域ボランティア活動の意義を学ぶ機会を組み込むことで，子どもたちに協働の精神を浸透させることができると考える。

こうした学びを通じて，将来も本市で活躍し，地域を支える人材の育成につながることが期待される。また，結果として人口減少対策にも寄与するものと考える。

（指導課回答）

子どもたちが市民の役割や地域ボランティア活動の意義を学び，将来の地域を支える人材として成長してくれることは，大変重要であると認識しております。

また，地域の方々に学校内外で授業等に参画していただくことは，現在の学習指導要領におきましても，「開かれた学校づくり」・「社会に開かれた教育課程」として求められているものです。

さらに，地域学校協働活動につきましても，地域とともにある学校づくりの観点からもコミュニティスクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進が推奨されている有意義な活動です。これまでも，各学校の学校運営協議会において，地域の代表の方に委員をお務めいただき，学校行事や教育課程等についてご意見をいただいて学校運営に反映しているところです。

ご要望の内容につきましては，①各小学校において，児童の興味・関心を把握した上で，市民の役割やボランティア活動の意義等を学ぶクラブを新設するかそのようなことを学ぶ時間を設けるなどしてクラブ活動の時間等に活動する，その際，②地域の専門的な知識や経験を有する方々にゲストティーチャーとしてご協力いただくなどが可能でございます。

その際，学校運営協議会に委員としてご出席されている地域の代表の方を通じてご提案をいただき，よりよい地域づくりとよりよい学校づくりをめざして，ご協議いただいた上でご協力をいただければ幸いです。

市といたしましても，地域・保護者・学校が密に連携し，子どもたちが主体的に「協働の精神」を育むための環境づくりを後押ししてまいります。

５　包括管理業務委託契約について（田彦西自治会）

包括管理業務委託は，専門性や経済性の観点から一定の合理性があると考えます。しかしながら，本市の業務を東京の企業へ委託することについては，地方で得た収益が東京に納税される構造となり，納税者として納得しがたい面があります。

行政には，地場産業の育成という重要な役割があります。仮に地元企業に十分なノウハ

ウがないのであれば，地元企業と日本管財による共同運営方式を採用し，一定期間を経て地元企業へ委託を移行するなど，長期的なビジョンを持った仕組みづくりが必要だと考えます。これは新たな産業を育て，結果として人口減少の鈍化にも寄与する取り組みとなります。

また，本市は製造を主とした産業が多く，男性比率が高いという特徴があります。そのため，景気動向によって人口の変動しやすい傾向にあります。

一方でサービス産業が弱く，女性の人口比率が低い傾向にあると思います。人口減少を抑制するためには，女性が働ける場の拡大が不可欠であり，包括管理業務の地元化はその一助となり得ると考えます。

（資産経営課回答）

包括管理業委託は，公共施設の維持管理業務（保守点検・清掃等委託，修繕）を包括管理受託事業者である日本管財株式会社から市内事業者等へ再委託する仕組みであることから，これまでの市からの発注と同様に，市内事業者が維持管理業務（保守点検・清掃等委託，修繕）を実施することに変わりはありません。

包括管理業務委託の受託事業者選定につきましては，業務の安定的な履行，専門的知見，高度な施設マネジメント能力，法令対応及びデータ管理方法等について，地元事業者を含む複数社から提案いただきました。そのうえで，業務遂行能力や実績等を総合的に勘案し，最も効果的・効率的に公共施設の安全性を確保できると見込まれる事業者として，日本管財株式会社を受託事業者として選定したところです。

地場産業の育成につきましては，日本管財株式会社に対し，市内事業者等の積極的な活用を求めていることから，公共施設等の維持管理業務を通じて，市内事業者等の育成に資するものと考えております。

包括管理業務の地元化につきましては，包括管理業務のノウハウ自体が知的財産に該当するため，市内事業者等が，日本管財株式会社とのやり取りを通じ，そのノウハウを学び，育つことで，日本管財株式会社と競合する存在になることを期待しているところです。

女性の雇用につきましては，包括管理業務を開始するにあたり，数名の女性が地域採用されており，女性が働ける場の拡大の一助になっているものと認識しております。

６　本市の特徴を生かした教育環境の整備について（田彦西自治会）

本市における少子化の進行は，将来的に市内高等学校の統廃合を含む教育環境の縮小を招く可能性が高く，地域の活力維持に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

当面の施策として，郷土愛（協働のまちづくりの推進）の醸成，若者の回帰・定着の促進，地域との継続的な関わりの創出を目的として，以下の施策を提案する。

（１）学生ボランティアポイント制度の創設と活用

（２）活動証明書の発行

（プロジェクト推進課回答）

少子高齢化や人口減少が急速に進行する中，地域の活力を維持していくことは，全国の地方自治体に共通する重要な課題となっております。

こうした中，市といたしましては，本市ならではの魅力や地域特性をいかしながら，若者が地域を知り，関わる機会を創出することで，地域への誇りや愛着を育み，定住や関係性の継続につなげていくことが重要であると考えております。

そのため，本市では，小学生が地域の歴史や文化，産業などの魅力を学ぶ「ひたちなかふるさと検定」や，小・中学生が地域の多様な企業や職業に触れる「ひたちなかキャリア探検ラリー」などの取組を実施し，地域への関心や理解を深める機会の充実を図っております。

さらに，今年度は，産業界，学術界，行政機関，金融界，言論界といった各業界が一体となって「地域産業の活性化」「新事業の創出」「地域人材の育成と定着」を図ることを目的として，ひたちなかネットワークシステム（HNS）を設立し，これまでに大学等と連携した企業説明会や本市の魅力を伝える地域学講座等を開催しているところです。

ご提案いただきましたポイント制度などにつきましても，若者の地域活動への参加を促し，地域との継続的な関わりを促進する手法の一つとして参考にしながら，引き続き，地域の活力を維持していくための効果的な施策について検討し，人口減少が進行する中においても持続可能なまちづくりを推進してまいります。

７　住民向けサービスと自治会負担の関係について（堂端自治会）

社会福祉協議会,消防団,地域コミュニティ等の地域団体の運営費用の一部については,自治会費から負担をしている。また，地域団体の活動については，自治会員が支える立場である一方で，地域団体が行うサービスについては，自治会の加入者と未加入者を区別せず提供されている。こうした矛盾が生じていることに対して，公平性の観点から，市の見解を伺う。

（市民活動課，生活安全課，地域福祉課回答）

地域内においては，防災や防犯，交通事故防止，子どもの健全育成など，様々な課題があります。こうした課題の解決には，一個人や一家庭だけでは限界があるとともに，また行政だけで解決できるものでもありません。特に災害時においては，発災直後の地域における助け合いや支えあいが，一人ひとりの安心感につながることから，平時からの地域のつながりが重要となります。

このような状況のもと，地域住民のつながりの中で自治会を組織していただいており，規約等に基づいた会費により，地域の実情に応じた公益性のある活動を行っていただいております。

一方で，急速な少子高齢化など社会情勢の変化の中で，自治会の加入率の低下は全国的

に課題となっており，本市においても年々低下し，大きな課題であると考えております。
この課題に対し，短期的な視点で効果の高い施策というものは，なかなか難しいことから，市としましては，加入促進に加えて，他団体との連携や協力による取り組みを支援するなど，自治会連合会とも意見交換を重ねながら持続可能な自治会運営の支援に努めてまいります。

８　一灯点滅信号機撤去に伴う監視カメラ設置要望について（堂端自治会）

うなぎ溜池北側にある一灯点滅信号機が撤去される予定である。
自治会として，安全対策の一つとして，交差点に監視カメラを設置することで「監視されている」という意識が事故防止につながるほか，事故発生時の原因確認にも有効であると考え，ひたちなか警察署に提案したが難しいとの回答があった。
当該交差点の安全確保の観点から，監視カメラの設置は有効であると考えるため，改めて設置について検討いただきたい。

（生活安全課・道路管理課回答）

交通事故対策として設置する道路等への監視カメラについて，ひたちなか警察署にあらためて確認いたしました。
警察が設置するカメラは，幹線道路の交通流を監視することを目的として県警本部交通管制センターが設置するものなどに限定されるとのことであります。
また，市が設置するカメラにつきましては，防犯対策や勝田駅・佐和駅の自由通路周辺の施設管理のほか，道路冠水時の被害状況把握などを目的として運用しております。
このようなことから，ご要望の趣旨に沿ったカメラの設置は，難しい状況にあります。
一方で，警察からは，一灯点滅信号機撤去の代替措置として，一時停止標識の設置や「止まれ」の路面標示等の安全対策を今年度中に行うとの報告を受けております。
市としましても，カーブミラーや「交差点注意」などの路面標示，注意喚起看板の設置による交差点の安全対策のほか，グリーンベルトによる通学路の安全対策を引き続き講じてまいります。
今後も地域の皆様や警察等と連携し，皆様が安心して通行できるよう，交通安全対策を推進してまいります。

９　日立製作所水戸事業所沿いの道路の街灯について（西大島自治会）

日立製作所水戸事業所沿いの道路の街灯を増やしてほしい。

（道路管理課回答）

街路灯につきましては，道路交通の安全性および円滑化の確保を目的とした場所に市が設置し管理するものとなっております。具体な設置要件としましては，交通量のある５ｍ

以上の道路および交差点としております。ご要望の箇所は，当該設置要件を満たしており，周辺権利者の同意等が必要となりますが，街路灯の設置が可能な箇所と考えております。

つきましては，街路灯設置の要望について，本年５月に自治会長宛て「設置要望」の照会文書を送付しておりますので，そちらよりご要望をお願いいたします。

１０　冠水対策について（西大島自治会）

・大雨の際，用水路から水が溢れて冠水被害が出ております。蓋を設置するなど対策をお願いします。

・庭先に駐車の車も冠水し，使用困難となり廃車になりました。安全な駐車スペースを作って欲しい。

・毎年，床下浸水や車故障の被害を受けています。

（河川課回答）

ご指摘をいただきました水路の浸水対策につきましては，現在「中丸川流域における浸水被害軽減プラン」に基づき下流の大島第２幹線の整備を進めております。

要望をいただいた水路への蓋の設置につきましては，維持管理作業が容易であることや雨水排水処理の向上のため設置はしないこととしております。

大雨時の対応としましては，現場パトロールや浸水センサーにより浸水状況を把握し，通水阻害の原因となる落ち葉や泥等を除去するなど，適切な施設の維持管理に努めてまいります。なお，市では個人宅への雨水流入を防ぐための土のうを配布しておりますのでご活用をお願いいたします。

１１　冠水対策について（西大島自治会）

団地の北側に流れている川に土や草などが流れをさまたげています。豪雨になった時，水があふれないかと心配です。

（河川課回答）

ご指摘のあった箇所につきましては，５月２７日に河道部の土砂等を除去し，作業が完了しました。今後も適切な施設の維持管理に努めてまいります。

１２　冠水対策について（西大島自治会）

我が家の近くの十字路は，大雨が降るとすぐに冠水し，特にレストランフルールの駐車場はプール状態となり，我が家にも車が通るたびに玄関先まで水が入ってくる状態である。台風が来る季節になる前に早急に対応してほしい。

（道路管理課・河川課回答）

昨今みられる線状降水帯・ゲリラ豪雨や台風などによる大雨については，一時的に流末の許容量を超えてしまうこともあり，側溝などの排水施設のみで解消することは困難な状況となっております。よって，今後の大雨時の対応については，適時，現地の状況を確認し排水施設の清掃等を実施するなど，引き続き施設の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので，ご理解くださいますようお願いいたします。

１３　「ナガミヒナゲシ」への注意喚起と対策について（西大島自治会）

最近特に増えてきた「ナガミヒナゲシ」への注意喚起と対策をお願いしたい。子供が知らずにさわったりすると心配です。

（環境政策課回答）

ナガミヒナゲシは，４～６月に直径３㎝ほどのオレンジ色の花を咲かせるヨーロッパ地中海産の一年草です。しかし，アルカロイド性の有毒成分を有しているため，素手で茎を触ったり折ったりすると手がかぶれるおそれがあり，注意が必要な植物です。

この植物は,「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」にて「特定外来生物」に指定されていないため市での除去は行っていない状況ですが，周知や注意喚起による対応が重要と考えており，市ＨＰにおいて植物の特徴や駆除など取り扱う際の注意点を掲載して，注意喚起を図っております。今後，より周知等図るため，ＨＰ掲載のほか環境フェスタなどの環境イベントを通じて注意を呼び掛けてまいります。

１４　日立製作所水戸事業所のヒマラヤ杉について（西大島自治会）

西大島１丁目２０側に面している日立製作所工場のヒマラヤ杉の高さを半分にしてほしい。現状→冬に１日中日光が入らなくて不便です。

この件について何度も会社に申し入れましたが,返答がありません。議員さんによると，自治会から要望しないと受け入れられないのではないか，とのことでしたので，よろしくお願い致します。

（環境政策課回答）

木の高さを規制する法律はないため，市からの指導はできかねます。道路等に枝木が張り出している場合は，道路法及び民法にて規定があるため剪定や伐採が必要となります。

１５　ゴミ集積所周辺の側溝堆積物除去と排水性改善の要望について（大島公園西自治会）

総合福祉センターと大島公園の間の道路側溝では，枯葉等の堆積がひどく，排水不良が常態化しており，雨天時は資源回収の大きな妨げとなっているので，側溝の定期的な堆積物除去の対応をお願いしたい。

（道路管理課回答）

道路の側溝清掃につきましては，自治会やボランティアの皆さまのご協力による清掃活動の他，市が清掃業者に委託する対応も行っており，主に「雨水による道路冠水が発生しやすい箇所」や「土砂が著しく堆積している箇所」を実施しております。

ご要望の箇所につきましては，現地確認を行ったところ土砂等が多く堆積しておりましたので，市において清掃業者に委託してまいります。

今後も，市による道路パトロールを実施してまいりますが，地域の皆さまにおかれましても，土砂の堆積などお気づきの際は，ご連絡くださいますようお願いいたします。

１６　令和６年度街路灯設置要望への回答書のその後について（大島公園西自治会）

令和６年５月に街路灯の設置要望を提出し，同１１月にその内の１灯について設置予定の回答を得た。その際，周辺住民の同意書の提出を求められ１月初旬に提出したが，その後，機材の入荷遅れ等のやり取りがあったが未だ設置されていない。当該街路灯の設置について現在の進捗状況を教えていただきたい。

（道路管理課回答）

当該街路灯の設置の進捗状況につきましては，令和６年度に街路灯部品の入荷の見込みが立たなかったことから，令和７年度の予算計上に間に合いませんでした。

令和８年度は，予算に組み込まれ，６月に工事発注したところであり，９月に設置が完了する見込みとなっております。設置までにお時間を要することとなりますが，今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

１７　資源回収の不法投棄について（大島公園西自治会）

（１）回収業者がルール違反物を持ち帰り，適切に処理する仕組みの導入

（２）回収終了後，市の不法投棄対応班等が各ステーションを巡回し，非回収物を回収する体制の整備

（３）その他，可能な改善策の検討

質問：違反ごみの処分に関しての指針・考え方について

（廃棄物対策課回答）

自治会の皆様方におかれましては，日頃より資源回収の円滑な運営にご協力いただき，誠にありがとうございます。

ご要望の（１）及び（２）につきまして，ルール違反物への対応は自治会の皆様のご負担となっているものと認識しております。

一方で，仮にルール違反物を処理・回収することとした場合，ルール違反であっても回収されるとの認識が広がることにより，市民の適正な分別意識の低下を招く恐れがありま

す。

資源回収事業は，市の定める分別ルールを守っていただくことを前提として実施しており，ルール違反物については回収を行わず，排出者に持ち帰りをお願いする現行の対応は，ルール違反防止のために必要不可欠な取り扱いと考えております。市としましては，自治会の皆様の負担軽減のため，次の改善策を引き続き講じてまいりますので，ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご要望の（３）の資源回収ステーションにルール違反物が出される問題に関する改善策につきまして，市の主な取り組みをご説明いたします。

まず，廃棄物対策課窓口にお越しいただければ，資源物の出し方を記載した看板，ダミーカメラを無償で配布しておりますので，是非ご活用いただければと思います。

また，ルール違反物の持ち込みについてご相談いただいた場合には，市職員が該当の資源回収ステーション周辺の住宅へ「家庭ごみの正しい出し方」をポスティングし，周知・啓発を行っております。また，持ち込まれた物の内容に応じて作成した具体的・個別的な案内文書をポスティングする場合もございます。

次に，違反ごみの処分に関しての指針・考え方につきまして，家電４品目や個人で運搬することが困難な大型のものなど，処分に手間や費用を要するものにつきましては，市において撤去の支援を行っております。

また，個人で処分することが可能なもので，撤去に費用を要するものにつきましては，まず利用者間での対応をご案内しておりますが，ご対応が難しい場合には，市において撤去の支援ができる場合もございますので，その都度ご相談いただければと思います。

今後も，ごみ出しルールの周知・啓発，地域の美化等に自治会の皆様方と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので，ご理解，ご協力をお願いいたします。

１８　地域移行クラブチームの活動場所に関する要望および改善について（田彦コミュニティセンター）

地域クラブ活動の練習場所として田彦中学校武道場を使用しています。

活動前の平日に楽器の運搬，活動日当日の準備・片付け，活動後の平日返却に計２時間を要しており，生徒の身体的・時間的負担となっています。

安全かつ効率的に活動できる，土日の練習における「音楽室」の使用を強く要望します。

大人による校舎の開錠・施錠の管理，活動時間中の保護者による生徒の立入場所の制限や戸締りや消火の確認を行います。

課題解決に向けた話し合いの機会をいただけるようお願いします。

（指導課回答）

現在，原則として，地域クラブ活動の活動場所として中学校施設を使用する際は，すべて校舎から独立した施設（運動場・柔剣道場・体育館）を利用いただいております。

これは，学校の校舎は，施錠等によりエリアを区切ることができる構造となっていないことから，防犯上や個人情報の保護など，セキュリティの観点から，校舎内の施設利用を制限せざるを得ないためであります。

しかしながらご要望にございますとおり，複数の「吹奏楽地域クラブ」において，活動日前後に大型楽器を移動させる負担が生じております。

このような状況に対応するため，今後，大型楽器を備えた共用の校舎外施設を確保し，複数の地域クラブに時間帯を割り当て，各クラブが利用できるようにしてまいりたいと考えております。

共用施設の運用開始までの間は,「吹奏楽地域クラブ」が活動する学校の教職員が兼職兼業にて指導者となっており，音楽室の利用日には当該教職員が校舎の開錠及び施錠，クラブ活動を指導する場合には，校長の許可を受けた上で校内音楽室を利用することも可能とし，７月３日に各中・義務教育学校長及び吹奏楽地域クラブへ通知いたしました。

共用施設の運用開始までの取り扱いとなりますが，休日に音楽室を利用される場合は田彦中学校にご相談いただきますようお願いいたします。

【懇談内容】

１　多文化共生に伴うトラブル対策について（個人参加）

市長から共創のまちを作ろうじゃないかという革新的なお話を伺いました。また資料を見ていきますと，多文化共生という言葉も出てきております。これに関しましては，組織の改編をやられたことや新しく予算をつけた話も伺ってます。

こうした中で,ひたちなか市も外国人の方で居住される方が増えております。その一方，ニュースで住民の方々との外国人とのトラブルも聞いております。これからひたちなか市もどんどん外国の方が増えていった時に，どういうふうに対応していくかということも含めまして，その多文化共生に関しまして具体的にお話いただければと思います。

（市民生活部長回答）

今年の４月から市では多文化共生の取り組みを始めたところでございますけれども，近隣の市町村の職員の方に会いますと，ひたちなか市では何か大きな課題があるんですか，いやちょっと違うんですよというような話がございまして，そのあたりからちょっとお話させていただきたいと思います。

昨年４月の多文化共生の取り組みを準備するにあたって，ひたちなか市ではまだそんなに人口に占める外国人割合は多くはないですが，経済産業界における外国人労働者の受け入れ需要が高まる傾向が全国的にもあり,本市は多くの製造業や工業団地があることから，こうした変化に備えてあらかじめ準備を備えようということで取り組みを始めたところでございます。

昨年中の県内の動きや雰囲気としましては，主に県南，県西地区が外国人の割合が非常に高く，言語や社会保障，雇用，教育，外国人登録，地域のトラブルなど様々な課題や問題が生じていることから，常総市が中心になりまして，いわゆる多文化共生に向けた検討会を立ち上げたというところでございます。

また国においては，昨年の秋に新たな内閣が立ち上がり，外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣が置かれました。この担当大臣が置かれる前は，観光客は国土交通省観光庁，労働問題は厚生労働省労働局，入国や在留については法務省出入国在留管理庁といったように，それぞれ各省庁が動かしていた状況でございます。担当大臣が置かれたことで，今年の１月に急遽閣議決定した総合的対応策というのが示されました。内容について簡単にご紹介しますと，国においては，帰化や永住者審査や在留資格の厳格化，不法滞在などいわゆる国ならではの政策でございまして，市民の皆様の日常生活で感じることや，我々の日頃の業務とはまたちょっと違ったステージの検討が始まったところであります。

市としましては，学校教育や地域の日本語教室，住民税や国保税の納付，農業の現場などより身近な課題が，我々の取り組み業務ではないかと感じているところでございます。そういったことから，現在，地域における潜在的な課題やどのような需要があるかということについての企業訪問を１０社ほど行っております。そしてそういった中から，どのような政策が必要かを今研究しているところでございます。

県においては，大きな柱，共生の取り組み，いわゆる文化交流やネイティブな日本語に向けた取り組み，その他に法令遵守の取り組みも行ってございます。

そういったひたちなか市の取り組みは，まだ潜在的な需要を掘り起こしているところでございますので，法令遵守については，とりあえず今のところ県に任せる形で，我々としましては従来からの文化交流，そこから繋がる多文化共生に向けた，日常生活における円滑な安全なまちづくりなど，そういったものに取り組むこととしているところでございます。

（要望）

ひたちなか市のホームページで，いろんな言語を使った資料の提供をされていることは重々承知しております。私がちょっと気にしてることは，実際に新しく入ってきた方が，そういうものがあることをなかなか理解してもらえないことです。そのため先ほど市長がおっしゃられた，自分たちがこういうことをやっているんだということを積極的にＰＲすることをもう少しやっていただいた方がよろしいかなと考えております。

２　民生委員の担い手不足対策について（個人参加）

民生委員の担い手不足に関してですが，田彦地区も今１名欠員が生じているような状態です。そういう中で，現在ひたちなか市では民生委員の定年が７８歳になっています。茨城県全体だと，８０歳の市町村が多いと聞いております。よって，ひたちなか市も前回の

１２月の一斉改選の時に，１人の方に特別に７８歳を超えてやっていただいていますが，できれば，３年後の一斉改選の時には，県全体の平均と同じように８０歳になっているといいなと思っておりますので，ぜひ進めていただければと思います。

（保健福祉部長回答）

今お話いただいた民生委員の担い手不足ですが，現在１０名欠員の状況になっております。皆様のおかげでいろいろアプローチをして，我々も一緒にやっているところですが，なかなか見つからない状況でございます。

今ございました年齢の引き上げの件でございますけれども，令和４年の１２月１日の一斉改選時に，委嘱の年齢を７５歳未満から７８歳未満に引き上げております。その時はそれで何とかなったのかなと思っておりますが，確かにまだ県のレベルには達しておらず，現状はとても厳しい状況でございますので，次の令和１０年の一斉改選に向けて，推薦母体の拡充ややり方等に関しましては，民生委員推薦会等のご意見もいただきながら，いろいろ考えていきたいと思っております。

３　子どもと地域の関わりについて（田彦東自治会）

現在子供たちが地域に関わる事業が，だんだん少なくなってきています。やはり地域では子供たちが重要な資源だと考えてます。今後のコミュニティ，子供会のあり方，それから地域に対する関わり方についての方針がありましたら教えていただきたいと思います。

（教育長回答）

我々の所管は小・中学生が中心ですが，そのお子さんたちが地域の行事に参画することは，どんどんやっていただいてよろしいのかなと思います。ただ，年が上がるにつれて，習い事や現在進めさせていただいております部活動の地域展開での地域クラブの活動が，まずは休日にあるというようなことがございますので，広い意味では，地域のお世話になりながら，子供たち特に今回は中学生が地域クラブ活動を始めたわけですが，休日に地域に面倒見ていただき始まったのかなと私どもは捉えているところです。

ただ，今おっしゃられたのは，地域の行事がコロナで途絶えたこともございますので，地域でお話いただいて，学校運営協議会を通じて小学校や中学校に呼びかけていただければ，親御さんのもとで地域の活動に参加するというようなことが本来は望ましい姿なんじゃないかなと考えております。必要があれば私ども教育委員会も学校も動かせていただきますので，ご遠慮なく仰っていただければと思います。

４　生活道路の通り抜け対策について（田彦西自治会）

私の地域は国道６号が混むため迂回する車が多いです。さらに通勤に間に合わないため，かなりスピード出してくる車が多いです。通勤と子供の通学時間帯が接近しており危ない

ので，ひたちなか市だけではなく企業にも何か申し入れて，通学時間帯には通勤を急がせないような指導をしてもらいたいです。

（都市建設部長回答）

田彦地区はかなり以前から市街化が進んでおり，住宅がかなり密集しております。一方で，道路は比較的綺麗な碁盤の目にでき上がっている現状です。ただ，かなり古くから市街化が進んだことで，全体的に広い道路が少なく，議会からも通り抜けの問題や登下校時，特に登校時間が通勤時間と重なるお子さんが歩っているすぐ近くを，車がスピードを出して通り抜けることは何とかならないのかと問題提起がされております。

今のところできる対応としましては，歩行者の歩く空間が目立つように，路肩に緑色のペイントをしたグリーンベルトで運転者に注意を促すことや，交差点で見えにくい箇所にカーブミラーを設けたりするなどいろんな対応はしています。さらに何かを追加しようとすると，具体的にはもう歩道設置のために道路拡幅までいかないと根本的な解決が難しいと思います。

ただこれだけ住宅が張り付いておりますと，すべての住宅を移転して拡幅することはなかなか難しいところもございまして，またスピードを出さないように注意を促す周知をする程度で，直ちに効果があるかと申しますと，こちらも難しいところはございますが，このような対応をとっているところであります。

加えて申し上げますと，今年の９月１日から生活道路の速度規制が３０キロに変わる道路交通法が改正になります。今まで規制標識のないところは普通自動車が６０キロまででしたが，今後はその標識が無くても狭い道路は３０キロが最高速度になり，ルールが厳格化されます。しかし，これで直ちに皆さんがスピードを緩めていただけるかどうか分かりませんが，実際にルールが変わって効果がどの程度あるのかを見ていきたいと思います。

また，交通安全のプログラム等で警察と保健給食課と道路管理課で集まって，危険箇所の点検等も行っておりますので，そういった課題を共有しながら，改善に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

５　自治会加入率低下対策について（堂端自治会）

市報に自治会活動支援，加入促進事業で２７０万円の事業が記載されています。実際今かなり自治会の会員数が減っております。市のホームページ見ましたが，一応自治会のパンフレットなどを作っているようですが，実際これで増えているのでしょうか。実際この２７０万で何をやっているのでしょうか。多分増やすのであれば，もう少し自治会への補助を増やさなければならないのではないかと思っているので，ちょっとお伺いしたいと思います。

（市民生活部長回答）

自治会の加入率の低下については全国的な課題でございまして，本市においても大きな課題であると捉えてございます。先ほどお話がありました，リーフレットや加入促進に向けての動画などをこれまで自治会連合会と取り組んでまいりましたが，ご意見いただきましたように，従来の加入促進の取り組みだけでは不十分なことを感じてございます。

これまで加入しないことをいわゆる個人のモラルの低下，また加入しない方から見れば自治会の従前たる体質についての抵抗感，ライフスタイルや価値観が多様化する中で，別の視点での取り組みもまた必要な時期に来ていると感じでございます。今後はいかに公共の事業について，誰がどのような形で役割分担して担っていくことが必要なのかという視点での議論が必要でございます。

地域の見守りや防犯防災，清掃活動は本来それぞれの地域に必要な事業でございますので，これは行政だけでは十分な維持ができないことから，地域の皆様の力が必要であると思います。それで単位自治会や自治会連合会に，我々行政として何ができるのかを考えた時に，実は日頃の業務を通じていても，例えば水戸市や那珂市，東海村など近隣の自治体も同じ課題を抱えてるにもかかわらず，どのような取り組みがなされているのかを実は把握できていないところでございます。

またコロナ禍が明けて，加入世帯の減少が大幅に増えたことから，これは何かしら社会的な要因もあると思いますので，県や場合によっては県を通じて国の方に，何らかの自治会など地域の制度についての提言なり申し入れも必要になってくると思っております。

こういったことから本市単独での要望というよりは，地域の総意として複数の自治体での意見を出した方がより効果的であり，内々には近隣の同じ自治組織などを担当する部署とも同意を得ておりますので，こういったことを今後取り組んでまいりたいと考えているところでございます。貴重なご意見ありがとうございます。

（要望）

やられてることは分かっていますが，いつまでに何をするかという中間目標を持って具体的にやっていかない限り，ずっとこれは減少していくだけかと思いますので，取り組みに対して中間目標を持ってやって欲しいと思います。

６　スマイルあおぞらバス無料キャンペーンについて（個人参加）

去年と一昨年の１０月の１ヶ月間だったかと思いますが，６５歳以上の人に対してコミュニティバスが無料になった期間がありました。私も結構乗車して，免許返納をした時にどういう生活ができるのかという予行演習にもなりました。

あの試みはモニター調査の目的でやられたと思いますが，結果が良かったのか悪かったのかと今年の計画も教えていただければと思います。

（企画部長回答）

コミュニティバスは平成１８年にスタートしまして，現在８コース運行しております。年間におよそ２１万８，０００人にご利用いただいており，人口以上の方がご利用になさっています。

高齢者の方に対しての無料期間は今年も実施いたします。運転されてる方はなかなかバスに乗る機会がないと思いますが，無料お試し期間を設けることで，少し敷居を下げまして，どんな塩梅なのか，乗ってみたらどのぐらいのストレスがあるのか，目的地までどのぐらいの時間がかかるのか，そういったものを体感していただくということで，一定の評価はいただいております。また普段乗らなかった方が，乗る機会ができてよかったというような声を頂戴しております。

ここにいらっしゃる皆様の中で，ほとんどの方が車を運転なさっていると思いますが，同時に必ず免許を返納する時が来ますので，その時に移動する手段がないといけないということで，コミュニティバスは運行させていただいております。

本来はひたちなか市の場合には路線バスとして，茨城交通さんが運行しておりますが，ここ２０年の車社会の台頭で，どんどん採算がとれないルートができ，やむなく廃止されたルートに関してコミュニティバスで補完させていただいているというところでございます。

しかし，さらに皆様の方のご要望としては，コミュニティバスに乗るのも大変だというような声もいただいておりますので，このようなニーズに対してどういう手段がよろしいのかというのを今考えている最中でございます。なかなかすぐには良い答えは出せませんが，頑張って考えていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

７　生活道路の通り抜け対策について（個人参加）

先ほど，自動車が速度を上げて道路を通って困ること等に対して，都市建設部長さんが回答されていましたが，以前私が学校に勤めていた際に，やはり地域から同様の要望があり警察にお願いしました。抜き打ちで警察官が立ってると，かなり効果があり次々と捕まります。そうするともう皆さんやらないです。だから，罰を与えることは必ずしも良いとは思いませんが，やはり警察のご協力を得るということは非常に有効であると思います。

（市民生活部長回答）

ご提案いただきましたように，警察官が立っていることで，かなりの抑止力があることは承知してございます。ひたちなか警察署と日頃から連携はとれてございますので，改めてのそのようなご要望いただきましたため，私どもから必要な幹線道路についての協力依頼などを働きかけてまいりたいと思います。

８　自治会加入率低下対策について（個人参加）

先ほど，自治会会員数の減少の質問がありましたが，私が以前民生委員をやっていた時に，自治会費が高すぎることと，年を取ってから色々な係を担うことが非常に負担になってきたことと，また資源回収の当番が自治会内で順番に回ってきますが，自治会に入ってない人も置いていってしまい，これでは何のために私たちはやっているのかということを地域の方がおっしゃっていました。

そこで，自治会に入るとこういう特権がある，例えば自治会会員証みたいなものを作って，それを持って商店に行けば５％引きとかが必要なんじゃないかなと思います。ですから，非常に打算的な話で申し訳ないですが，もっと自治会に入ることによるメリットをアピールすれば良いと思います。

（市民生活部長回答）

自治会の加入率低下でございますけれども，短期的に大きな効果を生み出す対策がなかなか難しい状況でございます。メリットデメリットの話の中で，いわゆる自治会員カードなどを作って，商店会などで一定のサービスを受ける取り組みを行っている自治体もございますことから，我々もそちらのほうに話を伺ってまいりました。そうしたところ，なかなか実は難しい面もあるようでございまして，実際にやっているところは商業の町という基盤があることと，その自治会カードを継続しながらも，次の手を考える時期に来ているというようなことが実は分かってまいりました。

また，メリットを与えることが自治会の加入，継続につながらないというなかなか難しい面もございまして，すぐに良い政策が出せないところは，我々としても難しいところですが，これからも引き続き研究を続けていい方向に持っていきたいと考えてございますので，どうぞよろしくお願いいたします。

９　コミュニティ組織の会計処理の適正化について（堂端自治会）

この間，田彦中学区地域づくりの会の会計報告を見ました。昨今，赤十字社の不正などがあって気になったのですが，多分市から地域づくりの会に補助金等を出されていると思いますが，こういった補助金に対する会計監査の報告はきちんと受けているのか，そういった不正が起きないような体制が作られているのかを伺います。

（市民生活部長回答）

コミ組織に対する市からの補助金が適正に執行されているか，またその検証についてのご質問でございますが，毎年各コミから実績報告をいただいている他に，毎年ではなく一定間隔で監査委員から外部の支援団体に対する監査を行っている状況にございます。

（再質問）

なぜ毎年やらないのですか。

（市民生活部長回答）

対象団体が数多くにわたっておりますことから，年間数団体程度をやっているものと認識してございます。

（意見）

何団体あるか分かりませんが，それできちんと不正が起こらない体制になっているか少し疑問です。

（市民生活部長回答）

不正の有無については，当然必要な監査の視点でございまして，その他により良い適正な執行に向けてのご指導やご指摘なども頂いているところでございます。その結果については，市の公式ホームページの監査委員事務局の外部の団体に対する監査報告の詳細が上がっておりますので，後ほどご参照いただければ幸いでございます。